The Article 9 Society Hiroshima
第九条の会ヒロシマ
会報 78 号
2013年7月

名誉代表　岡本三夫　世話人代表　藤井純子
連絡先　〒734-0015　広島市南区宇品御幸1-9-26-413
TEL　070-5052-6580　E-mail　fujii@jca.apc.org（藤井）
FAX　082-283-7789（佐々木孝）
URL　http://9-hiroshima.org/
FB　http://www.facebook.com/9hiroshima
郵便振替　01390-5-53097 第九条の会ヒロシマ　年会費2,000円

2013　今年2回目の8.6新聞意見広告

ありがとう平和憲法　今までも、これからも

6 月 29 日意見広告は、「私の 1 票は、憲法を変えない人に」
8 月 6 日は、核のない、平和な世界をめざして、改憲「ストップ！

改憲、加憲、国家安全保障基本法、秘密保全法…　極めて危険な動きがあります。私たちは一人でも多くの人に平和憲法を変えてはいけないことを伝えたい。参議院選がどのような結果になったとしても今年も 8.6 新聞意見広告を掲載し、改憲反対の声を緩めない覚悟です。

8 月 6 日広告イラスト案（石岡真由海さん）

8 月 6 日に全 15 段を掲載するために

あと 90 万円

掲載日
2013年**8**月**6**日（火）
掲載紙
・中国新聞朝刊全15段
・東京新聞夕刊全5段

6 月の意見広告ではまだご賛同いただいてない方も、既にご賛同いただいた方も、同封のチラシをお使いいただいてご参加、ご支援ください。どうぞよろしくお願い致します。

主催：第九条の会ヒロシマ
共催：広島県 9 条の会ネットワーク

会報78号　目　次

1	8･6新聞意見広告のおしらせ	藤井純子
2	TPPと改憲　参院選は問う、国民の責任	横原由紀夫
3	原発　―現在進行中の生存権侵害―	西塔文子
4～5	日本国憲法と自民党改憲草草を対比して	上山耕平
6	オスプレイ配備と低空飛行反対の声を!	新田秀樹
7～9	原爆被爆と朝鮮人徴用工	許光茂
10～11	呉育鵬社教科書採択の背景にあるもの	林薫子
12～14	5.3憲法リレートーク	まとめ　佐々木孝
	・ 96条改憲から9条改憲へ	栗原君子
	:・オスプレイ、米軍機低空飛行と改憲	大月純子
	・脱原発と上関原発問題から改憲を考える	溝田一成
	・教育問題と改憲	岡原美知子
	・司法と憲法	足立修一
	・自民党改憲草案、TPP	横原由紀夫
15	ふたつのシール投票に参加して	西浦紘子
16～17	世界社会フォーラム2013　チュニス報告	渡田正弘
18～19	活動記録	
20	お知らせ　後記ほか	

6.29　私の 1 票は、日本国憲法を変えない人に！

参議院選の前に新聞意見広告を掲載することができました。ご支援、ご協力、ありがとうございました。多くの人々に「平和憲法を変えるな！」という強い思いが届き、改憲反対の議員を選ぶ 1 票になることを願っています。

8.6　議員さん　憲法を活かす政策を！

安倍政権は「国家安全保障会議設置法改正案」（日本版 NSC 法案）を国会に提出し、アベノリスク、TPP、原発輸出など人権も環境も壊す政策を推し進めています。国会では、憲法審査会は衆参合わせて 17 回も開催され、選挙制度によって憲法を守り、活かすべきとする力は弱まり、改憲論議が先行しています。参院選の結果によっては、どのような改憲の動きが出てくるか、大変危険な状況です。トーンダウンしたかに見える選挙前の政権、議員の言動に惑わされず、しっかり行動をしていきましょう。

市民力 意思表示すること！

◆広島では基地問題においては、山口 - 島根 - 広島をつなぐオスプレイの配備、米軍機低空飛行訓練を許さない！と市民のネットワークで声を拡げようとしています。

◆緊急時対策所を唯一有する伊方原発は、7 月早々に施行される原子力規制委員会の新基準をクリアできるとして再稼動も一番かと言われています。瀬戸内海を隔て上関 80km、伊方 100km の広島は「地元」として活動をしていかなければ。

◆日本軍「慰安婦」の来日証言で、集会、大学抗議など若い人にも伝えることもでき、在外被爆者問題と共に戦争責任の追及、謝罪、償いを求める繋がりを模索しています。

◆広島県 9 条の会ネットワークは、改憲 NO ！　原発 NO ！のジャンボチラシを広島県の 3 分の一世帯に個別配布しました。県内各地の九条の会のメンバーが大活躍。今こそ市民の出番です。

憲法を壊し TPP で貧困大国にするのか！
―参院選は問う、国民の責任大きい―

横原　由紀夫

■　参院選は日本の進路を決める

昨年末の総選挙で自民党が圧勝し、改憲派議員が衆院で三分の二を占めるに至った。

今夏の参院選で総選挙と同様の結果となれば、原発復活が確実となる。改憲を声高に叫ぶ政治家に共通するのは“米国従属”であり、「TPP 推進、原発推進、大企業の代弁者」という顔である（政治信条）。そのような政治家が多数派を占めれば「改憲」は現実となり、「立憲主義」政治は破壊されることになる。

９６条改正は「憲法で権力（政治）を縛る」という立憲主義政治が崩れることを意味する。

参院選で問われるのは、「立憲主義に基づく」政治の継続か否かが根本的な課題である。近代以降の世界は、「立憲主義」を基本とする（国民の自由と権利を保障する政治）民主主義政治体制が主流である（改憲問題、立憲主義、自民党憲法草案などについては、“東北アジア情報センター会報２６号・３月号、２７号・６月号”の拙論を参照されたい）。

■　TPP とは何か

安倍首相は TPP 参加を決定し７月から本格的な交渉に参加すると表明している。「環太平洋経済連携協定（TPP）」に参加すれば、経済的利益が増し強い日本を作る道だ！と主張するが本当なのか？

TPP の本来の目的は「例外なき関税撤廃」が原則である。従って、TPP に参加すれば、日本の農業など第一次産業は大きな打撃を受けるのは必然である。“安いコメ・食料品”が大量に輸入されれば、農林水産業が壊滅的打撃を受けることは明らかである。日本以外の国が狙っているのは、自国の農生産物を日本に輸出することである。

TPP によって農林水産業が打撃を受けることは、日本の「山を荒らし、田畑を荒らし、海を荒らし、村を壊す」ことに他ならない。“何でも安ければ良い”という考え方が、「食の安全・安心」を壊し育んできた文化をも壊すことになる。

■　米国の真の狙いは

TPP を主導する米国の狙いは、「貿易協定（関税ゼロ）」より「非関税障壁」を無くすことである。自由貿易でお互いが儲かる、などと主張するのはゴマカシである。

どこの国もそれぞれの社会制度・社会システム（安全規準、国民皆保険制度、共済制度、教育・医療制度など）に守られて生活が成り立っている。米国は（TPP で）各国の「規制・制度」に要求を突きつけている。日本に対しては『「政府調達」の規制緩和、知的財産権の保護の範囲拡大、混合診療の拡大、「保険・共済」の市場開放、食品の安全規準や表示の簡素化など「食の安全・安心」に関する規制緩和など』の要求を突きつけている。

米国の主要な狙い（目的）は、“米国資本・大企業（グローバル資本主義）が日本社会に投資”して儲ける仕組みを作ることである。TPP には ISD 条項（投資家対国家間紛争処理）があるから、“米国資本が日本の制度・社会システムによって利益を阻害される”となれば日本政府を訴えて裁判を起こす（米国で）ことになる（邪魔になる規制・制度などを非関税障壁と呼ぶ）。原発を再稼働して電力会社が儲かるようにしろ！という裁判も可能である。

■　TPP は不平等条約である

日本の置かれている立場、国土などの条件からみて明らかに不平等である。

TPP はマスコミで報じられているような「自由貿易協定」ではなく、「非関税障壁をなくして米国資本とその利益の代弁者」が儲けるシステムを構築するためのものである。だからこそ米国が TPP 交渉の主導をしている。そして、中国・ロシアなどは外し圧力をかけ、“太平洋経済圏”の主導権を握ろうとしているのである。安倍首相は「米国従属派（何でも米国の言うとおりにする）」の中心であるから、国民を騙して TPP 参加に前のめりになっている。

■　TPP で憲法も壊される

米国主導の TPP 体制が完成すれば、憲法で保障されている「国民の自由と権利」はグローバル資本に侵害され巨大多国籍企業の食い物にされる（日本社会、文化は米国流となり日本を売り渡すことになる）。

９６条改憲と TPP を許せば、その先にあるのは“さらなる格差拡大と貧困化”である。

“何でも安ければ良い、儲かれば良い”という価値観の社会ほど怖いものはない。

日本は「物が豊かになって心が貧しく」なった社会である。「衣食足りて礼節を知る」と学んだが、日本の現実は「衣食住有り余って貧者が増えた」国となっている。

景気さえよくなれば良い・・と安倍政権を選んだ人が多いが、景気がよくなり生活が良くなることの保証はなく実体もない（選挙向けの言葉でいつまで騙されるのか）。

日本社会の行き先を決める参院選挙である。その方向を決めるのは主権者たる国民である。

中国と戦争する強い国、儲けのためには原発も武器も輸出する、人を蹴落としても自分さえ良ければ・・、こんな国を選択するのか・・落ち着いてよく考えよう。責任は重い。

（2013 年 6 月 14 日記、第９条の会ヒロシマ世話人）

原発　―現在進行中の生存権侵害―

西塔　文子（広島市在住）

日本国憲法前文には、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とあります。日本国憲法 25 条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあります。今、国が福島原発事故による放射能汚染から人々を守ろうとしていないこと、そして原発・核燃料サイクルの廃止や原発ビジネスの禁止を決定していないことは、憲法のこれらの規定に反する、生存権の侵害に他なりません。

5 月 27 日の国連人権理事会で、アナンド・グローバー氏は、福島原発事故で放出された放射性物質の量は「セシウム 137 は広島原爆時の 168 倍、放射性ヨウ素及びセシウムで合計 90 京ベクレルだった」と報告しました。

福島第 1 原発からは、東京電力の発表によれば、セシウムだけに限っても、現在も 1 時間あたり 1000 万ベクレルの放射性物質が放出され続けています。

2011 年度（2011 年 4 月～ 2012 年 3 月）、全国各地の原発で、それまで観測されなかった（検出限界値以下だった）ヨウ素 131 が観測されています。中国電力島根原発でも 250 万ベクレル、四国電力伊方原発でも 95 万ベクレル…。これは、各原発から放出されたヨウ素 131 であるというより、各原発に設置されている計測装置が、福島第 1 原発から放出され続けているヨウ素 131 をとらえたためだと考えられます。私たちは現在、このような状況に置かれています。

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」では、外部放射線について「実効線量が 3 ヶ月あたり 1.3 ミリシーベルトを超えるおそれのある場所」を「放射線管理区域」と規定し、みだりな立ち入りや中での飲食を禁止しています。「3 ヶ月あたり 1.3 ミリシーベルト」は、1 時間あたりに直すと 0.6 マイクロシーベルトです。また、この法律では、「一般公衆」の実効線量を 1 年あたり 1 ミリシーベルトを目安に制限するよう定めています。「1 年あたり 1 ミリシーベルト」は、1 時間あたりに直すと 0.1 マイクロシーベルトです。

「実効線量」という概念や、「シーベルト」という単位自体に問題がありますが、それでも、これらの数値が「実効線量限度」とされているのは、放射性物質の利用を進める立場からしても、これらの数値を上回る被曝は「許容することができない」という考え方に基づいています。

ところが、昨年 11 月 15 日、FoE Japan などが行った記者会見では、2012 年 10 月 14 日の調査で、福島市渡利・大波地区で、最も高い箇所で 4.4 マイクロシーベルトの空間線量率（1 時間あたりの線量）が観測されています。実効線量に直すと、1 時間あたり 2.6 マイクロシーベルトということになりますが、現在、「放射線管理区域」を上回る放射線にさらされる多くの場所で、子どもや妊婦を含む多くの人たちが、生活することを余儀なくされているということです。

最悪でも「1 時間あたり 0.1 マイクロシーベルト」を上回る地域からの避難は、国の責任で保障されなければなりませんが、現在、国にその責任を果たそうとする姿勢はまったく見られません。

現在、原子力規制委員会が原発の新「規制基準」を決める準備をしています。福島原発事故後、原発の規制に関して大きく変わったことは、「原発過酷事故は起こる」ということを前提とするようになったということです。そして、原発立地自治体に「原発過酷事故は起こる」ことを前提とした防災計画を提出することを求めています。

原子力規制委員会は、6 月 5 日、原発過酷事故が起こった場合の即時避難の基準を「1 時間あたり 500 マイクロシーベルト」とする原子力災害対策指針を決定・施行しました。先の「放射線管理区域」の基準のざっと 500 倍の線量です。

「人の命を何と思っているのだろうか？」という疑問を持ちませんか？　なぜ、私たちが「1 時間あたり 500 マイクロシーベルト」までの放射能に曝される場合があることを前提として暮らさなくてはいけないのか？　なぜ、（自然災害でもないのに）病気の人や寝たきりの人を含む何十万もの住民が「避難する」計画を立てなければならないのか？

事は簡単で、そのような「苛酷事故」の「元」を断てばいいだけです。原発の存在自体が、このような生存権の侵害をもたらしているのです。しかし、現在、国に原発・核燃料サイクル施設を廃止しようとする姿勢はまったく見られません。それどころか、首相自らが人間の生命を脅かす施設を売り歩いているのが、現在の日本の恥ずべき姿です。

そして、原子力規制委員会の新「規制基準」決定後、真っ先に再稼働される可能性が高いのが、広島市から 100 キロの所にある四国電力の伊方原子力発電所です。

原発は、「環境にやさしい」わけでもなく、原発が無ければ電力が不足するわけでもなく、原発が動いていないことが電気料金が高くなる根本原因でもありません。人の命があまりにも軽く扱われ、核利益共同体の利益が重く扱われているのが、今の日本の実態です。この実態を、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する」「すべて国民が、健康で文化的な最低限度の生活を営む」というあるべき姿にどう戻していくかが私たちの課題だと考えます。

写真提供：倉田雅彦さん

憲法は“国が守るべき最高法規”―自民党改憲草案と対比して―

上山　耕平

日本国憲法が施行され 66 年たちました。この憲法は、戦前戦中の人権無視や軍部の台頭と、その結果としての敗戦と荒廃を反省する視点から作られました。憲法の三大原則である「主権在民・基本的人権の尊重・平和主義」は戦後の日本を支え、人々を守ってきました。しかし自民党の改憲草案をご覧になってください。「一体、誰のための改憲なのか？」と思うほど三大原則を骨抜きにしています。この危機に力を合わせ改憲反対大合唱で立ち向かいましょう。

現行憲法	自民党憲法草案 2013 年版
第一章　天皇 第 1 条 天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。 憲法に書くべきこと？	第一章　天皇 第 1 条（天皇） 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。 第 3 条（国旗及び国歌）　＜新設＞ 1　国旗は日章旗とし、国家は君が代とする。 2　日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。
第二章　戦争の放棄 第 9 条 1　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 2　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。 自衛隊じゃなくて国防軍なの？ 審判所って、軍法会議でしょ？	第二章　安全保障 第 9 条（平和主義） 1　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。 2　前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。 第 9 条の 2（国防軍）　＜新設＞ 1　我が国の平和と独立並びに国民及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。 5　国防軍に属する軍人その他の公務員が機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。
第三章　国民の権利及び義務 第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。 第 13 条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。 第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。 第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。 第 20 条 1　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。 3　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。 第 24 条 1　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。	第三章　国民の権利及び義務 人権と権利・自由はちがうよ！ 第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には、責務及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。 第 13 条（人としての尊重等） 全ての国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。 第 18 条（身体の拘束及び苦役からの自由） 1　何人も、その意に反すると否かにかかわらず、社会的又は経済的関係において身体を拘束されない。 2　何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。 第 19 条（思想及び良心の自由） 思想及び良心の自由は、保障する。 第 20 条（信教の自由） 1　信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。 3　国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。 第 24 条（家族、婚姻等に関する基本原則） 1　家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。 2　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 第 36 条（拷問及び残虐な刑罰の禁止） 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止する。

第四章　国会

第 63 条

内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第四章　国会

第 63 条（内閣総理大臣等の議院出席の権利及び義務）

1　内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、議案について発言するため両議院に出席することができる。

2　内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、答弁又は説明のため議院から出席を求められたときは、出席しなければならない。ただし、職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りではない。

第六章　司法

第 77 条

2　検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。

第 79 条

6　最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第 80 条

1　下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

第六章　司法

第 77 条（最高裁判所の規則制定権）

2　検察官、弁護士その他の裁判に関わる者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。

第 79 条（最高裁判所の裁判官）

5　最高裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受ける。その報酬は、在任中、分限又は懲戒による場合及び一般の公務員の例による場合を除き、減額できない。

第 80 条（下級裁判所の裁判官）

1　下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣が任命する。その裁判官は、法律の定める任期を限って任命され、再任されることができる。ただし、法律の定める年齢に達した時には、退官する。

内田雅敏さんの本の紹介

許すな！憲法改悪市民連絡会にご連絡ください。03-3221-4668

現代の日本は、本当に大変な局面に立たされています。この状況を切り抜けるにあたり、本書は大変有益です。歴史的認識を背景において、鋭くわかりやすく現状分析をしています。本書を踏まえて…この容易ならざる事態に立ち向かうために行動を起こしてください。　奥平康弘（憲法研究者）

第九章　緊急事態　＜新設＞

第 98 条（緊急事態の宣言）

1　内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

第 99 条（緊急事態の宣言の効果）

1　緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

3　緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために 行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の 基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

第九章　改正

第 96 条

1　この憲法の改正は、各議院の総議員数の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2　憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章　改正

第 100 条

1　この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならない。その承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

2　憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。

第十章　最高法規

第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 99 条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章　最高法規

＜削除＞

第 102 条（憲法尊重擁護義務）

1　全ての国民は、この憲法を尊重しなければならない。

2　国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

全国から、オスプレイ配備反対・低空飛行反対の声を！

新田秀樹（ピースリンク広島・呉・岩国）

オスプレイの配備と米軍機低空飛行を許さない市民ネットワーク結成

5 月 12 日、広島県の北部、中国山地沿いの三次市で「オスプレイの配備と米軍機低空飛行を許さない市民ネットワーク」の結成集会を行い、活動がスタートした。結成前から市民やマスコミの関心は高く、当日も予想を超える 90 人の地域住民などが集まり、テレビ、新聞各社も取材に訪れ、日本テレビ系列では全国に報道された。

市民ネットワーク事務局長の新田秀樹さん

沖縄の怒り

2012 年 7 月 23 日、ピースリンクは岩国沖に平和船団を出して抗議し、沖縄をはじめ全国から海上や岸壁から抗議の声をあげる中、米政府は米海兵隊岩国基地に垂直離着陸機ＭＶ22 オスプレイ 12 機を強行搬入し、沖縄の猛烈な反対を押し切って 10 月には普天間基地に強行配備した。この間、日本政府は沖縄の住民の声を聞くどころか逆に、米政府の使い走りになって搬入、配備に協力し、あらためて属国ぶりを露わにした。

その沖縄では県知事をはじめ、県内すべての４１市町村町と議会がオスプレイ配備に反対を表明し、強行配備を前にした９月９日には過去最大の 10 万人余が参加した県民大会で「オスプレイ拒否」を宣言し、普天間基地のゲートを封鎖するというかつてない行動が繰り広げられた。戦後一貫して日米安保条約下で強いられた基地負担で生命・財産が奪われ、人権が蹂躙されてきた歴史と現実への反感が根底にあり、現在も島ぐるみで辺野古の「新基地建設反対」と世界一危険とされる普天間基地の「即時無条件閉鎖」を求めている。

危険な米軍機訓練

ＭＶ22 オスプレイはこれまでにも数々の墜落などの事故を起こしている欠陥機であり、より一層、直下の住民に不安と恐怖を与えている。さらに、オスプレイの危険は沖縄だけの問題にとどまらない。配備にあたって示された「環境レビュー」では全国で低空飛行訓練が行われることを明らかにしている。提供訓練空域でないにもかかわらず、全国に８つのコースがあるといわれている低空飛行訓練コースのうち、岩国と東富士を拠点に６つのルートで行うというもので、それには入っていなかった中国地方を縦断する「ブラウン」でも行うことを認めている。九州の「イエロー」、四国の「オレンジ」を含め、その拠点は確実に岩国基地となる。沖縄配備後もこの春から頻繁に岩国基地にオスプレイはやってきて、限定的ながら訓練を行っている。

現在でも、とりわけ広島県西部から島根県西部に広がる自衛隊の訓練エリアを「エリア 567」と呼び米軍が頻繁に使用しており、低空飛行訓練ルートに設定している「ブラウン」とともに岩国基地所属の海兵隊の戦闘機を中心に低空飛行訓練が近年増加の傾向にある。1990 年代から低空飛行訓練に反対する運動は始まったが、現在でも地上の建造物等を攻撃目標にした訓練が直下の地域で深刻な問題になっている。このような状況にオスプレイの低空飛行訓練が加わり、さらに原子力空母ジョージワシントンの艦載機部隊が岩国に移駐すれば現在減っている空母艦載機の訓練も増える可能性は高く中国地方でも、住民の安全と安心が脅かされることは間違いない。

米軍ダブルスタンダードに怒りの連帯を

米国内では低空飛行訓練に厳しい基準を設けている一方で、日本国内では自由勝手に行われており、99 年の「低空飛行に関する日米合意」や、昨年の「オスプレイ配備にあたっての日米合意」が簡単に破られている。「日米地位協定」の存在がそれを可能にしている。日米安保条約に基づく日米地位協定の弊害はこのような命と安全の二重基準を許すことになり、まさに安倍首相が言うように「主権回復」どころか、米国の属国であることを如実に表している。

今回、オスプレイの配備と低空飛行訓練の撤回を求めていくために市民ネットワークを結成した。広島県の北部の自治体や市民らで「県北連絡会」を作り、活動を続けてきたが、諸般の都合で事実上その歴史に幕を閉じた。現在は自治体独自の活動が先行している。自治体が国に対して訓練の中止を求めることには意義があり、重要でもある。そしてその自治体を動かすのは市民の力である。全国で市民と自治体が一体となって、日米両政府にオスプレイ配備の撤回と米軍機の低空飛行の中止を迫り、沖縄の闘い、全国の闘いと連帯して闘っていきたい。

そして今、何をすべきか。8 月 17 日には低空飛行現地の島根県旭町でこの問題で取り組んでいる湯浅一郎さんを招いて、その道筋を考えたい。ぜひ、多くの方の知恵で低空飛行訓練について考えてゆきたい。

原爆被爆と朝鮮人徴用工

－聞き取り調査でわかったこと、感じたこと－

許光茂（韓国強制動員被害調査及び支援委員会調査１課長）

Ⅰ　はじめに

強制動員被害者を調査する中、原爆被爆について彼らの受け取り方などを紹介し、今後「手帳」取得のために留意すべきこと、課題などを共に考える機会にしたい。

さて、韓国・朝鮮人原爆被爆者問題に、なぜ強制動員（強制連行）を取り上げるのか。原爆投下の当時、広島と長崎には強制動員でつれてこられた、たくさんの朝鮮人がいたからである。したがって、韓国・朝鮮人の原爆被爆を語るには、強制動員を抜きにしてはならないからである。

(1)　戦時期における朝鮮人流入の状況

戦時期前後８年間の「伸び率」を見比べると、広島と長崎は戦時期においてそれぞれ 3 倍と 7 倍もの急増を見せた。これは炭鉱労働力の集中をもたらした北海道と福岡に匹敵する伸びである。

(2)　出身地域と人員数

広島市の主要軍需工場としては、三菱重工広島造船や東洋工業などがある。当工場には、京城府（ソウル）を含む京畿道一帯からの出身者がいた。

長崎市の主要軍需工場としては、三菱重工長崎造船や同長崎製綱、三菱兵器大橋工場、川南工業香焼島造船・深堀造船などがある。これらの工場には、慶尚道や全羅道など朝鮮半島南部のほか、黄海道や咸鏡道、平安道など北部の出身者が多い。特徴としては同市内ではもちろんのこと、広島と長崎においても、互いに交差しない様、規則正しく案配していることが注目される。

＜表1＞朝鮮人人口流入の推移

		1930		1937	1938		1945
原爆地域	広島	7,189	2.7 →	19,525	24,878	3.4 →	84,886
	長崎	4,944	1.5 →	7,625	8,852	7.0 →	61,773
6大都市所在府県	大阪	73,622	3.2 →	234,188	241,619	1.4 →	333,354
	京都	17,317	2.9 →	50,619	53,446	1.3 →	69,900
	兵庫	15,964	4.1 →	66,043	78,250	1.8 →	144,318
	愛知	23,543	2.6 →	60,227	61,654	2.3 →	142,484
	東京	33,742	1.8 →	59,512	64,321	1.6 →	101,236
	神奈川	9,794	1.5 →	15,077	16,663	3.9 →	64,494
炭鉱地帯	北海道	7,672	1.5 →	11,249	12,063	8.0 →	96,206
	福岡	25,838	2.0 →	50,565	60,105	3.4 →	205,452

出典）田村紀之、「内務省警保局調査による朝鮮人人口」、『経済と経済学』東京都立大学、1983年より作成。

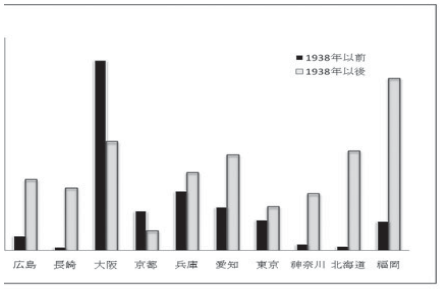

韓国政府が植民地時代の強制動員を調査し始めたのは、2004年の「特別法」が成立してからである。戦後 60 年になろうといった時期での出来事である。「特別法」によって、国務総理大臣直属の「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会」（以下、委員会と称す）が設置され、被害者の調査と支援金交付が行われた。＜付録参照＞

朝鮮人原爆被爆は、強制動員被害調査の一環として調査し、後遺症が確認されれば「医療支援金」のほか、障害に対する「慰労金」が支給される。しかし、委員会の発足当初は被害者支援はなく、強制動員の被害調査のみをおこなっていた。とは言うものの、いずれ支援につながるものだろうと思い、出来得る限り詳しい事情を記録する様に心掛けていた。

被害申告を受け付けた結果、労務動員と申告した者 15 万名のうち、生存者が 3 万名。これに対して数人で調査するのはとても無理なことで、各地方自治体において基礎調査を実施した。筆者はこれを元に数百名の生存者の聞き取り調査を行い、その内原爆関係の被害者で、わりと記憶の鮮明な者、約 60 余名に直接当った。この様な経験から筆者はいくつかの特徴や、問題点などを見つけることができた。これを韓国・朝鮮人原爆被爆者を支援する方と共有することによって、さらなる「支援」の契機になられたら幸いと思う。

Ⅱ　強制動員被害者にみられる原爆被爆

1　強制動員被害者にとっての原爆

委員会の仕事上から、どうしても強制動員がメインとなり、原爆被爆はサブなものとなってしまう。とくに、各自治体の基礎調査となると、原爆被爆は調査しないで済むこともよくある。もちろん、自治体職員を相手にした教育も定期的に行ってきたが、その後とられた人事移動で台無しとなったことが多い。

そこで、最終的被害判断は調書を作成する委員会にあるので、作業場を中心に確認しなおし、原爆被爆を問い質した。その際、被害者当人に「被爆」の意味がよく分からない事情が多く見られ、その後、「被爆されたか否か」ではなく、原爆投下の際の被害者の状況に調査の焦点をおいた。爆心地近くで火傷など負傷を受けた者のほかは、「被爆」の認識（範疇）に乏しく、大体原爆投下前後の様子をとても観察者の立場から語ることが多い。

最終的に「被爆」の範疇を告げ、「被爆」に値するというと、次の三つのタイプに反応を示す。

2　分かった時点での 3 類型

第一、「拒否型」

頑固に否定するタイプ。現に原爆被爆の範囲内にいたことを語りながらも、負傷や後遺症などの症状がないことから被爆はなかったと主張する。原爆被爆による遺伝や変異等、世間を騒がしたことをよく知っており、とにかく伏せておきたいと希望する。

被爆を十分認知している被害者。

第二、「採入型」

被爆の範疇に入るならば、とことん援護してほしいと積極的に採り入れるタイプ。援護の種類、認定の手続き、援護の主体 (日本、韓国) と歴史など、思い浮かぶ疑問を持ち出し、協力を要請する。大概、家族の健康にとくに問題は無く、家族を気にする様子はない。

第三、「留保型」

得になることがあれば、名乗り出る可能性を潜めているが、自ら積極的に動きまわることはしない。家族に余計な心配をかけ、場合によっては「沙汰」を招きかねないと心配するからである。

このような対応の結果、下記の表でみられる結果となった。

地域	工場名	名簿登載人数	申告件数	生存者数	被爆如何	備考
長崎	長崎造船所	288	95	85	13	
	長崎製鋼所	143	18	2	1	
	長崎港運	113	10	1	1	
	日本通運	30	2	1	1	
	深堀造船所	501	10	8	5	
	香焼島造船所	779	28	14	1	
	計	1854	163	111	22	
広島	広島造船所	1903	281	161	45	機械製作所を含む
	東洋工業	166	16	7	9	
	日本通運	39	1	1	0	
	油谷重工業	6	0	0	−	
	玉藻組	80*	29	7	2	被爆者は被爆死亡者を意味
	計	2194	327	176	56	
総計		4048	490	287	78	

注）1.生存者数は強制動員申告の受付を開始した2005年2月以降の申告時点での生存を意味する。
2.被爆如何に関しては「健康手帳」所持者若しくは被害当事者の主張による。
原爆投下の際、被爆地域に入っていても当人がこれを認めないと受容しない。
3.玉藻組の「名簿登載人数」は生存者の証言による。
4.韓国政府の調査結果は2010年11月1日現在のものである。

3　なお深刻なのは「入市被爆」

ところが、問題なのは原爆投下後、救援或いは復旧のために、爆心地近くに入った人である。入市による放射能被爆は、目に見える負傷を伴わないが故に察知しにくく、したがって被爆を主張しない。火傷や刺傷など痕跡のある場合でないと、被害を受けたとは思われないと考えているようである。

さて、筆者は生存者の聞き取り調査を通して、長崎市と広島市とはやや異なる被爆のされ方をしていると報告したことがある。簡単に紹介しておこう。

長崎市は朝鮮半島の南部のほかに、北部出身もかなりの比重を占めている。一方、広島市は京城府をふくむ京畿道の出身者が多い。総じて強制動員される朝鮮人は地域的に片寄ることのなく案配され、長崎と広島を合わせると全国にわたる。したがって朝鮮人被爆者は朝鮮半島の全域にわたって分布したこととなる。

また、朝鮮人の被爆の様相が両地域においてやや異なることが窺える。強いて言えば、長崎市の朝鮮人の多くは原爆投下後の復旧や救済に向かわせたために、「入市」によって被爆したと見られ、反面広島市の朝鮮人は、爆心地近くの疎開作業に従事したために、直接被爆した者が多いと見られる。

このようにみてみると、長崎市において「入市」による被爆がたくさんあったであろうと思われる。

III　届かない「声」

▶被爆場所の確定が難しい　ところが、被爆者の諸類型や被爆のされ方などの違いがあったにしろ、本人自らがようやく被爆を認識し、「手帳」申請に乗り出した際にぶつかる問題がある。被爆された場所を正確に記憶していないということから生じる「カベ」である。ましてや、強制動員で連れて行かれたものだから証人を得ることも難しい。同僚がいるけれども、大概はすでに亡くなっているか、生存していても、お互いのことを覚えていないのが実状。

▶互いの証言の食い違い　今は、当時の状況を詳しく述べることだけでも大丈夫の様であるが、ただし、同じ作業場でいた者同士でも記憶に食い違いが生じたりする。そのことが証言の信憑性を損ない、手帳交付の妨げとなる様である。そこで、生存者の証言について少々話をしたいと思う。

▶木を見て森を見ない愚かしさ　私たちは、生存者の証言を聞き取る際には、史料にしたいがために、なるべく加工をしないで、そのままに記録する。同じ出身地から同じ日に同じ作業場へ強制動員された者でも、記憶に食い違いが生じるのはよくあること。何しろ 70 年もの昔のことだし、それぞれものの見方が違うだけに経験の受け止め方も違ってくるからである。しかし、それを整合する作業は、あえてこれをしない。なぜならば、もちろん、ご本人の勘違いから食い違いが生じることもあろうが、実際に経験の違いから食い違いが生じることもあるからである。それをこちらの「都合」で裁断することはしないようにしている。

さて、このことが、たびたび「手帳」の申請に「じゃま」になる場合があるようである。詳しく「聞き取る」ことで、認定がもらえる体制であるから、どうしても同じ経験をしたであろう被爆者に対して、その食い違いを確かめておきたいだろう。しかし、食い違いがあるからと言って、認定に差し支えがあってはこまる。なぜならば、70 年もの前の出来事に対する記憶の食い違いを判断するすべを持っていないし、したがって、どっちが正しいか分からないからである。また、正しいか否かの是非を判断してはならない。

我々は、強制動員を判断する際に、動員のやり方に「強制性」があったか否か、つまり、銃口を突きつけ縄で縛り上げて連行されたものか否か等、ごく枝葉的な事柄でもって判断しない。強制動員は「募集」や「官斡旋」や「徴用」のマントを纏いながら、実に、「政策的に」「組織的に」「集団的に」「計画的に」「暴力的に」行われたものであった為、これを「連行から帰還まで」総体的に捉えるべきである。

韓国・朝鮮人被爆者の認定も、総体的に捉えるべきではなかろうか。原爆投下の当日に、被爆半径内の作業場にいたことがわかったならば、それで十分ではないだろうか。

また、原爆当日に被爆地域に位置した工場にいたことを示す日本政府の公式文書だけでは駄目なのか。例えば、朝鮮人労働者の未払い賃金や貯蓄など、本人の所在が分からないとの理由で法務省に委託した「供託金」名簿や、厚生年金保険に加入したことを示す「厚生年金」名簿など。これらの名簿には、姓名 (創氏改名)、生年月日、本籍地など本人を確認できる情報の外、勤務先、勤務期間が明記されており、原爆投下当時、該当会社に勤務中であったことを示している。より開放的な受け入れ方を期待したい。

Ⅳ　むすび

戦後、すでに 70 年を目前に控えている。強制動員被害調査もすでに 8 年目に入った。その間、3 万名に上った生存者も大分亡くなっている。例えば、申告当初軍人・軍属をも含んだ生存者総数 5 万のうち、今年の 3 月末現在生存者は 2 万 5 千名で、約半分になっている。被害者が高齢であることは、我々に与えられた時間はごく僅かであることを意味する。しかも、記憶が混迷としていくために、益々調査もしにくくなるであろう。強制動員被害者の高齢化といった状況だけから言うと、適切なる日本政府の判断と措置が強く求められるわけである。

（「なぜ在外被爆者は原爆手帳が取りにくいの？」集会資料より）

＜付録＞韓国委員会の歩み

Ⅰ　概要

■沿革

○「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」制定 ('04.3.5)

○ 日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会発足 ('04.11.10)

○「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援法」制定 ('07.12.10)

○ 太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会発足 ('08.6.18)

○ 太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者慰労金等申請受付開始 ('08.9.1 ～)

○「対日抗争期強制動員被害調査及国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」制定 ('10.3.22)、対日抗争期強制動員被害調査及国外強制動員犠牲者等支援委員会発足 ('10.4.20)

■ 委員会の機能

○ 対日抗争期における強制動員被害調査、被害者及び遺族の審査・決定

○ 対日抗争期に国外に強制動員された犠牲者等に対する支援の可否を判定

○ 遺骨発掘並びに収拾・奉還に関する事項

○ 史料館及び追悼空間の助成に関する事項

■ 委員会の構成

○ 所属：国務総理大臣

○ 委員長：常勤政務職 (大統領任命、次官級)

○ 委員数：11 名 (大統領任命)

○ 事務局：2 官 9 課、52 名内外 (常勤の調査官はこれに限らない)

□ 活動期間：2012.12.31.（但し、国会の承認のもと、6 ヶ月ずつ 2 回延長可能）

Ⅱ　被害調査受付総数・処理現況

□ 被害申告処理　　(2012.4.現在)

	計	軍人	軍務員	労務者	軍慰安婦	その他
計	226,583	33,398	37,033	155,479	336	337
被害者	218,639	32,857	36,702	148,961	23	96
却下	449	21	23	339	7	59
棄却	1,318	195	104	966	1	52
判断不能	6,117	325	204	5,213	305	130

□ 真相調査処理　(2012.4.現在)

	計	調査開始			却下	取消
		小計	完了	不能		
計	57	33	32	1	5	20
申請	52	28	27	1	4	20
直権	5	5	5	–	–	–

□ 慰労金等支給の現況　(2012.8.現在)

区分	計	慰労金		未払い金	医療支援金
		死亡 行方不明	負傷障害		
申請(件)	100,491	20,248	27,532	27,397	25,314
決定(件)	85,015	17,246	18,640	24,294	24,835
支給(件)	59,565	15,360	5,858	14,254	24,093

呉育鵬社教科書採択の背景にあるもの

～第六潜水艇追悼式問題～

林薫子（教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま）

1 はじめに

教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしまの「『日の丸』『君が代』『元号』強制反対ホットライン」に、呉の保護者から次のような投稿がありました。概略を紹介します。

・・・行事予定のプリントに４月 15 日に第６潜水艇殉職者追悼式（６年 ）という記載があり、驚きました。学校区内にある鯛乃宮神社の殉職者の碑には、「すべて艇の劣勢は訓練で打ち勝とうという当時の海軍魂から訓練につぐ訓練を重ね・・・明治 43 年４月 15 日、呉港を出て訓練中、遭難、沈没 14 士が殉職。乗組員全員、最後まで持ち場を離れず、修復に力を尽くしつつ死を迎えた崇高な使命感は佐久間艇長の沈着剛勇の精神とともに日本国民はもとより全世界の人々に深い感銘を与え･･･」等とあります。今はまだ自分の子どもは参列しなくてもいいのですが、６年には絶対参列させたくありませんし、学校が式に子どもを動員するなど許せません。・・・どのようにするのがよいのか、相談にのっていただきたいのですが、宜しくお願いいたします。・・・

2 追悼式の様子

追悼式では、主催者（呉海上自衛隊後援会）追悼文の中で「参加した生徒の生きた教育になる」、市長も「人が責任を果たすとき生死を超える。先人の労苦で今の平和がある。その遺志を引き継ごう。」と述べました。さらに、児童代表は

・・・厳しい訓練や学習を通して”強い心”を持ち、最後まで持ち場を離れなかったのはすごいことだと思いました。先生から「あなたたちならどうしましたか」と聞かれ、みんな「逃げる」「我先に逃げる」と答えましたが、自分も逃げると思いました。家族などのために命尽きるまでがんばるのはすごいこと、自分のことばかり考えるのはよくないと思った。最後まで責任をもつことの大切さを学びました。・・・

3 佐久間艇長の遺書

第六潜水艇の事故は戦前の修身にも掲載されており、歌も作られて軍神として佐久間艇長は大きく取り上げられていましたが、現在の追悼式にもかつての軍国主義の思想が否定されることなく、そのまま受け継がれていることに大きな問題があります。

さらに、2012 年２月に発行された『13 歳からの道徳教科書』（編者：道徳をすすめる有識者の会、発行：育鵬社　扶桑社）には次のように書かれています。

明治四十三（1910）年四月のことです。日本海軍の第六潜水艇が山口県新湊沖の瀬戸内海での半潜航訓練中に沈没し、乗組員全員が亡くなるという事故が起きました。

～中略～

海上に引き揚げられ、潜水艇の中を調べてみたところ、乗組員全員が整然として亡くなっている状況が明らかになりました。佐久間艇長は司令塔の下にいて、他の十三名も全員、自分の本来の配置についたまま絶命していたのです。引揚作業に従事していた人たちの心配はたちまち感動に変わりました。・・・

やがて佐久間艇長の上着のポケットから黒い表紙の手帳が発見されますが、そこに三十九ページにわたって鉛筆で九百七十五字を超える文字が書かれていました。

小官ノ不注意ニヨリ陛下（へいか）ノ艇ヲ沈メ、部下ヲ殺ス、誠ニ申訳無シ。
サレド艇員一同、死ニ至ルマデ、皆ヨクソノ職ヲ守リ、沈着ニ事ヲ処セリ。
我レ等ハ、国家ノ為メタオレシト雖（いえど）モ・・・

～中略～　（182 ～ 184 ページ）

現在進められている安倍首相の教育改革の柱の一つが「道徳の教科化」であり、それを忠実に実行している下村文科相は『13 歳からの道徳教科書』について「中学生向けのパイロット版道徳教科書である。」と自分の HP で位置づけています。

追悼式の挙行や、パイロット版の出版によって潜航事故をとりあげるのは「自分の本来の配置についたまま絶命していた」という艇員の死に様と、艇長が死の直前まで書いたとされる「遺書」の存在が賛美の的となっていますが、そこには巧妙に仕組まれた軍国主義国家の「嘘」が美しく描かれているのです。

4　沈没事故の事実検証が明らかにする「嘘」

1910 年 4 月 15 日　第六潜水艇は岩国沖で事故を起こして沈没しました。

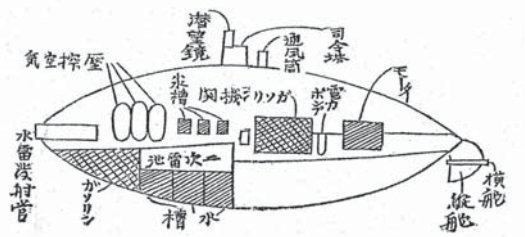

【艇の操縦】

①潜水艇が普通海上を航行する場合には、ガソリン機関による動力で、葉巻型をした艇の上半部を水上に露出して航行する。

②次に水中に潜航しようとするときには、下部にある大水槽に海水を吸容する。それで艇の重量が増えて艇の一部を海面にあらわすのみで潜航する。これを半潜航状態という。この場合にはなおガソリン動力で航行することができる。

③さらに、艇の中部にある約半トンをいれる数個の小水槽に海水を吸容して、司令塔及び通風筒を密閉すると共に、ガソリンではなく電気機関による動力を使って、進退は縦舵、上下運動は横舵を働かせて水中を自由に航行する。

【潜水と浮揚】

艇が潜水しているときには、予備浮力として 300 ないし 500 ポンドの浮力を有している。この浮力を失えば、艇はただちに沈降することになる。艇自信が浮揚力を得るためには貯蔵している 2000 ポンド圧力の圧搾空気を小水槽に注入して海水を排除する。そうすると②の半潜航状態に復する。さらにポンプにより大水槽内の海水を排除すれば①の普通浮揚状態に復することになる。③の潜水状態の時には通風口が閉じているのでガソリンを用いることはできない。そのため電力によるほかないのであるが、この

電力はわずかに4時間くらいの航行力を蓄電してあるのみであり、これによる速力もまた数海浬を出ない。

【何故沈没したのか？　沈没の原因とは】

沈没した潜水艇が引き揚げられ、呉に帰ってくると、ただちに事故原因を究明するために第六潜水艇遭難事故査問会が設けられた。その査問会に提出された第九潜水艇長海軍少佐太田原達と第八潜水艇長海軍大尉中城虎意両名の報告書では次のようになっている。遭難の原因（「明治43年　公文備考　巻26の2 艦戦9の2」988～992ページ）は

第六潜水艇遭難沈没ノ原因ニ関シテハ艇長佐久間大尉ノ遺書ニ見ル如ク瓦素林(がそりん)機関使用半潜航走中
（一）航走深度ノ制定過大ニ失シ為メニ瓦素林機関給気用トシテ開放セル通風筒ノ上椽水面ニ余裕ナカリシコト」
（佐久間艇長は潜航深度を十呎（ふぃーと）と制定・命令した。この10フィートは約3メートルであり、これでは通風筒の上部が海水面と同じ高さに来てしまうことを指摘している。）
（二）予備浮力過小ニ失セシコト・・・
（三）速力過大ニ失セシコト・・・
「以上(一)、(二)、(三)項ノ原因ヨリ航走中制定深度ヲ超エタル為メ通風筒上部ハ水面下ニ没シ海水ノ侵入ヲ来タスニ至リシナリ」として、最後に「要スルニ極度ニ予備浮力ヲ減ジ『ガソリン』高速力ニテ航走シタル事ガ根本的ノ原因」（1029ページ）

との結論を出している。つまりガソリン機関で早いスピードで潜入走行しようと浮力を減少し、しかも深度を深く設定したという艇長の行為こそが沈没という不幸な事態を招いたと結論づけている。査問委員会は一ヶ月の綿密な調査を行い、5月17日に査定書（呉鎮守府司令長官加藤友三郎から海軍大臣斎藤実へ）が出された。それには、

艇長佐久間勉ハ・・・潜水艇ハガソリン機関ヲ用ヒテ潜航シ得ヘシトノ理想ヲ抱キ・・・其理想ヲ実行セントスルニ熱心ノ余(あまり)司令及母艦々長の承認ヲ受クルコトナク擅(ほしいまま)ニガソリン航走中潜航ヲ実験シタルハ司令ヨリ与ヘラレタル行動予定ニ関スル訓令ノ範囲ヲ逸シタルモノニシテ若(も)シ生存スルモノトセハ其責任ヲ免カレサルモノト認ム。
（明治四十三年公文備考　艦船9の2　巻26の2「査問書類（1）」771～772ページ）

ここにあるように佐久間艇長は母艦（豊橋）の艦長の承認も得ず、第一潜水隊司令の訓令にも反するガソリン航走中に潜航した。ガソリンの動力で潜航することはつねづね禁止されていたものを、あえてやってしまったのである。これは死にいたった重大な過失であった。それが、死んだために軍神とされるのであった。海軍当局は真実を把握しながら、国民にはそれを隠蔽し、ミスを転じて美談とすることをしたのである。

【死に様について】

この事故について当時から多くの書物が書かれているが、引き揚げられた潜水艇のハッチを開けたとき、乗組員全員がそれぞれの任務場所を離れていなかったというのです。

明治43年4月19日付け　中国新聞記事、4月20日付け　東京朝日新聞記事にもそのように書かれています。

・・・一糸紊(みだれ)れざる/厳然たる死態(しにざま)　遭難艇の実況を見たる某将校の談　佐久間艇長は司令塔に在りて厳然たる様生けるが如く最期迄其長官たる職を全うせしを知られ・・・死する迄其職務に忠実なりし有様を見れば万感胸に迫りて思はず涙を催さしむ・・・

ところが、日本海軍の基本的資料の一つである「公文備考」にはそんなことはひと言も書いてはいないのです。次の図を見れば一目瞭然の嘘であることがわかります。

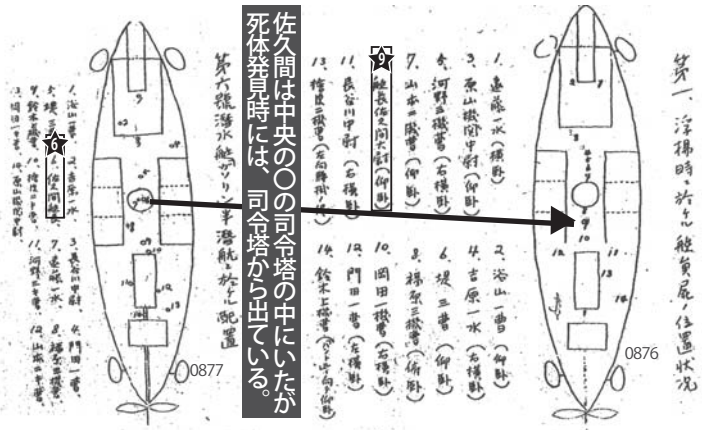

「第六号潜水遭難時ニ於ケル艇内衛生状況ニ関スル調査報告」
（明治四十三年公文備考　艦船9の2　巻26の2「査問書類（3）」876～877ページ）

発見時を示す右図では佐久間艇長は司令塔下部後方で「仰臥(ぎょうが)」の状態であるから、発見時には持ち場である司令塔にはいなかったことが明らかです。また死体は全員が全身の「死後強直」の状態であったと書かれているように（883ページ）死に様は千々に乱れていたはずです。海軍当局は事故調査委員会を設けて、厳密なる調査を行い事実をつかんでいたが、それは発表せず、国民の戦意を高揚させ、海軍や国への責任追及をそらすために創作した美談を流していたのです。

そんな美談ではなかったことを示すこととして、呉鎮守府長官の加藤友三郎は慰霊碑建設に際して、遺書の全文を書くことに反対している。その理由は「遺書ヲ認ムル丈ケノ余裕アラハ先ツ艇ヲ浮揚クルノ手段ニ於テ尚ホ尽スヘキ事アラサリシカ」との批判をし、かつ将来このような事故がおきた場合、先に遺書を書き、そののちに本務にとりかかるような「心得違ノ者」を生ずるおそれがあるというのである。

5　終りに

呉では初めに紹介した保護者の提起を受けて、追悼式への児童の参加を中止する取り組みを進めています。

呉市で育鵬社教科書が採択された背景には、戦前の軍国主義のなかで行われた追悼式が、何の疑問ももつことなく今もなお行われていることと重なると考えています。私たちは今後、戦争賛美につながる思想、すなわち国家的犯罪である「嘘にまみれた美談」を批判し、否定するための学習会を行うとともに、育鵬社教科書採択反対の取り組みを進めます。

ストップ改憲！　憲法リレートーク

第九条の会ヒロシマは、2001 年から毎年 5 月 3 日憲法記念日に、原爆ドーム前で憲法リレートークを行っています。今年は、6 人の方々に、それぞれの課題と改憲、というテーマでお話しして頂きました。**佐々木孝**

■ 96 条改憲から 9 条改憲へ　5 月 3 日に思う

栗原君子（元参議院議員）

今日で施行から 66 周年を迎えることが出来た憲法は、かってないほど危機的な状況にあります。自民党や日本維新の会まで、憲法を変えるとはっきり公言しています。昨年末の総選挙で、憲法を変えるという人たちが衆議院では 3 分の 2 を超えてきました。そして、自民党の安倍首相は、96 条をまず改憲するというのです。

96 条は、憲法を変えるには衆参の両院で 3 分の 2 の賛成が必要だとしていま、なぜ 96 条からといっているのか。憲法のなかには私達の暮らしを守ってくれているさまざまな条項があります。これらを変えるといえば、圧倒的多数の市民が反対の声を出す。だったらこの 96 条を変えることで露払いをして、この憲法に手をつけて、軒並み変えていきたいと、考えているようです。

自民党の憲法改正草案を見ますと、天皇を元首にする、あるいは自衛隊を国防軍に変えるという。そして、国家の利益のためには皆さんの生活権とか人権とかは後回しにする、などと述べられています。

憲法の 3 原則である主権在民、基本的人権、絶対平和主義では、どんなことがあっても日本は戦争しませんと書いています。押し付けられたものだいう人がいますが、私たちにとっては、世界のどこの憲法よりもすばらしい。この憲法こそ、世界が真似して作ってくれるなら地球上からは戦争がなくなるというわけです。

憲法 99 条には、天皇も国会議員も裁判官も、公務員がみんなこの憲法を守りなさいと書かれていますが、これを守らない、むしろ蹴散らして憲法を変えようとする動きが国会で強まっています。もし自民党草案のように変えられると、沖縄や、障害者、弱者にいつまでも差別が続くことになります。原発の被災者に対しては、原発再稼働という国益という名で切り捨てていく方向になろうとしています。安倍首相は「強い日本」ということをいいますが、中国や朝鮮半島の緊張関係を煽り立てているようにみえます。また、家族は助け合わなければならないといいながら家の中で困ってる人がでると、そんなのは行政も、国も知らない、家族内でお世話をせよという。こうなると、女性の人権はもっとひどいものになる。集団的自衛権の行使とか、武器輸出 3 原則の緩和とか、普天間基地の固定化とか、海外邦人の自衛隊による救出とか、秘密保全法の国会提出とかで、9 条は軒並みくずされていってしまう。現憲法は国民を守るために国を縛っているのです。これが変えられて、国が皆さん一人ひとりを縛り上げることになる。

若い皆さんに戦争を行かせたくありません。。子どもさんを戦争孤児にさせたくありません。なにがなんでも、憲法 9 条を変えさせないという意志を強めていただきたい。私たちは、憲法を守りたいとするあらゆる人々と、政党や団体とも手を結び、貧困や差別と闘い、原発や核開発や TPP や消費税の値上げに反対をしている皆さんともしっかりと手を結びます。参議院選挙で憲法 9 条を争点にするというならば、皆さんと私たちのほうが圧倒的多数です。９条を変えさせない、96 条に手をつけさせない闘いをしていきたいと考えます。多くの市民の皆さんに憲法 9 条の重要性をお考えいただき、この国がいつまでも戦争をしない国として、世界の人々から信頼される国になるためにこの広島の地からがんばってまいりたいと重います。

■ オスプレイ、米軍機低空飛行と改憲

大月純子（ピースリンク広島・呉・岩国）

アメリカで、ハワイにオスプレイを配備しようという計画があったときに、オスプレイは欠陥機であると同時に、排気熱がすごいので、それを飛ばしてしまうと山火事などが起こる。動植物を保護するためにはオスプレイが来ては困るということで配備が中止になりました。沖縄でも岩国でも、なぜハワイで動植物を大事にしていて、私達の方はどうなるのかという声が上げられていますが、アメリカはアメリカ本土と日本とまったく違う扱いをしているわけです。国家を守るために人の命がないがしろにされている状況です。沖縄は世界一危険な基地であることが裁判でも明らかになり、ラムズフェルドですらここは閉鎖しろといった。その普天間基地から、市街地の上空をがんがん飛んでいます。

100 デシベルを超える騒音やパニック障害を再発したという人がいます。低周波の被害も確認をされています。岩国では、来てもほとんど飛んでいないのが実際で、おそらく参院選前に、みんな心配しているがオスプレイは安全だというキャンペーンのために使われようとしています。参院選が終わった後に本格的に全国に低空飛行訓練が沖縄と同様に行われたら、大変なことが起こるのではないでしょうか。

環境レビューでは月に 3 日から 4 日しか岩国では使いませんと書かれているのに、3 月だけでも既に 4 回使われています。アメリカ政府は日本政府と交わした合意事項なんて守る気はさらさらないというのが実態ではないでしょうか。

米軍再編というのはアメリカに都合のいい言葉であって、被害のばら撒きであり、全国の基地化にほかならないと言った人がいましたが低空飛行訓練は全国で行われようとしています。みんながオスプレイ墜落の恐怖、また爆音にさらされる。そのような事態にしないためにも私たちはオスプレイの配備に反対していかなければなりません。平和憲法下で生存権など基本的人権が保障されているはずなのに守られていません。オスプレイもほかの米軍機も日本の航空法が適用されません。沖縄の嘉手納基地の周辺住民は、「殺人的な爆音だ」という表現を使っています。精神疾患とかパニック障害とか、爆音にさらされ続けて命が脅かされています。嘉手納空港のそばに住んでいる方が、「私は長生きはできない」といわれた時、身につまされる思いがしました。

憲法よりも、日米安保、地位協定が優先されています。しかも低空飛行訓練というのは規定外のことであって、日米地位協定すら守られていない、守られないことを前提に、米軍の飛行が行われています。これで憲法を変えてしまうと、もっとアメリカは私たちの思いを無視し、法律を守らず、自由に訓練をしてしまいます。この国はどこまで行くのでしょうか。声をあげていきましょう。

■ 脱原発と上関原発問題から改憲を考える

溝田一成（原発はごめんだヒロシマ市民の会）

原発建設の状況

原子炉は原発の材料のプルトニウムの製造炉です。現在、再処理して取り出したプルトニウムは約３２トンにもなっています。核兵器約数千発もの大量の核物質を保有することになってしまいました。これは、原発から出た使用済み燃料のほんの一部にすぎません。このまま原発を動かしてしまうと、とてつもない量を持つことになります。

山口県上関原発は、計画が浮上して 31 年にもなります。４年前から開始された敷地の埋め立て工事では、住民は抗議をして、作業船を止めて工事をさせていません。フクシマ第１原発の事故を受けて中断するはめになっています。この抗議阻止行動で、作業を妨害したとして 4 人が中国電力から 4800 万円の損害賠償を求める裁判を起こされています。大きな権力を持っているものが権力のない人を恫喝するスラップ訴訟だと裁判を闘っています。

憲法と裁判

住民の声を無視して建設・運転される原発に対して、裁判で運転や建設差し止めを求めることが多くされてきました。原発裁判では違法という判決は 2 つしか出ていません。名古屋高裁金沢支部の「もんじゅの設置許可処分が無効である」判決（2003 年）と、金沢地裁が「志賀原発 2 号機訴訟で運転差し止め」をした判決（2006年）ですが、いずれも最高裁では認められていません。憲法は、司法、立法、行政の３権分立をうたっていますが、こと国家が進めるプロジェクトでは司法の独立の判断が下されていないのです。

3.11 以後のドサクサに 原子力基本法改正

原子力規制委員会設置法が昨年 6 月公布され、規制庁ができ、そのどさくさまぎれに、原子力の憲法とされる原子力基本法が改訂されました。第２条２項は「･･･安全の確保については、国民の生命、健康及び財産の保護、･･･並びに我が国の安全保障に資することを目的として行うものとする」と変更され、原子力利用に国家安全保障の視点が盛り込まれたわけです。

改憲を許すな

安倍政権は、改憲を強く押し出し、国防軍の設置をいっていますが、行きつく先は、戦争をし核武装をする道が敷かれるものと考えざるを得ません。つまり、原子力基本法は、「安全保障に資する」ことから核武装、核兵器の製造を容易にすることにもなってきます。今の改憲は「国民のための憲法ではなく、国家のための憲法つくり」をめざす、人の権利を拘束する方向であり、愛国心と相まって国家中心の戦時体制が敷かれる危険な方向だと言わざるをえません。

亀の親子　内海隆男さん写真提供

■ 教育問題と改憲

岡原美知子（教科書問題広島ネットワーク）

2006 年 9 月に誕生した安倍内閣は、「美しい日本」「戦後レジームからの脱却」を掲げ、教育に並々ならぬ意欲を持ち、教育現場の多くの声を無視し、教育基本法を改悪しました。1947 年に施行された教育基本法は教育の憲法と言われました。その前文では、戦後の民主的・平和的・文化的国家の建設において教育が果たすべき役割を高らかに明記しました。そして、戦前の教育が軍国主義の下、国のため天皇のために身を捧げる天皇の赤子を育てる教育であった反省に立ち、第10条では、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」と教育行政が国の不当な支配を受けてはいけないと明記し、教育行政が果たすべき役割は「教育条件の整備確立」としたのです。しかし、この教育基本法は 06 年に改悪され、「我が国と郷土を愛する態度を養う」「公共の精神」と言った文言が入り、不当な支配は国を縛るものでなくなりました。

文部科学相が中央教育審議会に、教育委員会の制度改革に向けた諮問を行い、審議が始まりました。年内にも具体的な見直し案を答申するといいます。改革の柱は、地方教育行政の権限と責任を教育長に集中させ、その任免権と罷免権を自治体の首長に与えるというものです。教育委員会は、合議制の意思決定機関から、執行権のない審議機関に「格下げ」するとしています。教育長の任免権と罷免権を通じて自治体の首長が教育行政に介入できる道が開かれていきます。

「国家主義」「天皇賛美」に溢れた育鵬社の教科書が 11 年に呉と尾道市で採択され、現在中学校で使用されているのはゆゆしき事と考えなければなりません。さらに、自民党の憲法草案で書かれているような教育が行われたら、完全に戦前の教育に逆戻りしてしまいます。

自民党草案では、第３条に「国旗及び国歌」が創設され、「日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない」とあります。現在でさえ、「日の丸・君が代」の強制は職務命令と処分で教職員を統制し、子どもたちにも及んでいます。これが全国民に波及し、公共の行事や地域の行事、市民生活のあらゆる場で個人の思想信条の自由より、優先されていくことになるでしょう。

教育を受ける権利、教育の義務を規定した第 26 条に、自民党草案は第 3 項を起こし、「国は、教育が未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることにかんがみ、教育環境の整備に努めなければならない」とあります。「国の未来を切り拓く」ものであるゆえ、「国の利益となるような教育」がなされることになります。

■ 司法と憲法

足立修一（弁護士）

自民党が昨年出した憲法改正草案は、戦争の出来る国が目指されている。憲法前文から戦争の惨禍が再び起こらないようにするという制定の動機を書いた部分を削除。自衛隊という存在は憲法上にはなかったが、国防軍というかたちで位置づける。それから自衛のためには戦争はありうるのだという条項をおく。明らかに戦争が出来る体制を作ることを意図した憲法になっています。

司法の関係で言えば、この間戦争に反対して、PKO 協力法とか、イラク派兵に反対する裁判を闘ってきて、名古屋高裁では、イラク派兵は違憲だという判断までされている。こういった、憲法を根拠に日本がアメリカと一緒になって進めようとする軍事行動を違法、違憲とされるようなことがあってはいけないというのが今回自民党が出してきた憲法改正草案の狙いとだ思います。

もう一つ忘れてはならないのは、基本的人権に対する制約です、生まれながらにして人は権利を持ち、幸福に生きる権利や表現の自由を持っています。それに対してこの自民党の草案では「公益および秩序」という概念を持ちだして、それによって人権は制約できるといっています。これまで「公共の福祉」で人権は制約されるという考え方で憲法の解釈としたのですが、それではもうダメだ、公益とか公の秩序で人権は制約されると、公然といいます。これは、私たちがこれまで憲法規範を根拠に法律が誤っているといってきたことを、させないという意味です。

96 条改定というのは、これまでは「憲法改正」を国民に提案するために衆議院と参議院のそれぞれの議員の３分の２以上が賛成しなければダメだとしているのを、自民党案では過半数でよしにするものです。憲法と法律は同じものだと言うのと同じです。しかも法律を決めれば、それで全てだというような状況になってしまう。そうすると、国のやりたいことを抑える人がいなくなる。憲法というのは、そもそも国が暴走するのを抑えるためにあったのだけど、それが抑えられなくなる、こういう状況を私たちは許すかどうかが問われていると思います。

■ 自民党改憲草案、TPP

横原由紀夫（東北アジア情報センター）

4 月 28 日、安倍首相は日本が主権を回復したといって式典をしました。日本は完全に主権があるという状況ではありません。憲法を上回る日米安保条約、日米地協定によって、在日米軍兵士の犯罪も日本の法律で裁くことは出来ません。

自民党の憲法草案に基づいて、今度の参議院選挙で仮に憲法を変えてもいいという政治家が 3 分の 2 を占めれば直ちに憲法を変えることは可能となります。本来、国民がその国の政府が暴走しないように縛るためにあるのが憲法なのです。自民党の憲法草案の主旨は、国民が国を縛るのでは我々はやれない、今度は逆に政府が国民を縛る、そのような法律に変えるべきだということを謳っています。今の日本の憲法の３大原則である平和主義、国民主権 、そして人権は何よりも尊重しなければならないという三つの原則を自民党の憲法草案では全部ひっくり返している。国のいうことを聞けというのと同じことなのです。安倍首相の考えている戦前の日本に返したい、戦後レジームを変えるとはそういうことなのです。そのために憲法を変えようということですから、仮に皆さんがさまざまな要求を持っていても、この間の山口の選挙のように結局は自民党に投票してしまうということは、後になって、憲法が変わって生活が息苦しくなった、大変だといくら不満を持っても、それは皆さんの責任でもあるわけです。

７月から本格的に日米間で開始される TPP は、太平洋の国々が自由貿易のために協定を作ろうというものです。本来の米国の狙いは、関税をゼロにすることだけではなく、非関税障壁と呼ばれる、日本の社会が今まで作ってきた規制とか条件を全部取っ払えというのがアメリカの要求です。民営化された郵政に、保険業界を持ち込みたいが、米国が困るので、郵政にはがん保険も住宅ローンもさせてはならないと強く求め、日本政府は米国のいうとおりにしますと、郵政にストップをかけました。

問題は、米企業が日本との TPP の約束によってさまざまなものを日本に持ち込もうとしたときに、日本の社会にいろんな法律があるが故に自由に金儲けが出来ないとき、米企業が日本政府を訴えることができる。裁判は米国で行われるので、常に日本政府が負けて、高額の賠償金をアメリカの企業に払わなければならない。健康保険の問題、医者に行ったときの薬の問題も出てきます。弁護士の集団を日本が自由に受け入れろ、すべて米国のいうとおりにせよと。

米従属をやめない限り、脱原発は実現できません。私たちがアジアの人たちと一緒に作り上げてきた日本社会を守ることもできない。自民党憲法草案を中心とする改憲論者と米国の言うことなら何でも聞きますという米国従属の共通した意見を持った人たちが３分の２の政治勢力になったときに、もう日本は破壊されます。今までは憲法９条があったから自衛隊が海外に武器を持って出かけ、海外で武器を使うことには制約があった。しかし米国は、日本は血を流せ、金だけ出すのではだめだというのです。国防軍という正式な軍隊にして、軍法会議、機密保全法を作って、そして米国と一緒にいつでも戦争が出来る国にすることが米国の要求に対する回答です。

今年７月に行われる参議院選挙は非常に重要かつ日本の将来の姿を決める選挙になります。もし憲法が変えられ自民党の改憲草案のような憲法になったら、将来徴兵制を敷かれて若い人たちは戦争に行かねばならなくなります。日本の国防軍は、米国と一緒に出かけ、武器を使う、相手からも打たれるということです。日本のテレビでは中国や朝鮮民主主義人民共和国とかが日本をいつ攻めてくるかわからんという、恐ろしいということばかり強調される。日本のテレビだけのニュースを見て、それが正しい情報だと思うのは大間違いです。情報も操作されているのです。脱原発を言いながら自民党に投票した人の責任は大変、大きい。責任を持つ主権者であることが大切だと考えます。

ふたつのシール投票に参加して

西浦　紘子

連休初日の 4 月 27 日（土）九条の会・はつかいちは、宮島口において「憲法 9 条　変える？　変えない？」としてシール投票を呼びかけた。また第九条の会ヒロシマは、5 月 3 日（金・休）原爆ドーム前において同じタイトルのもと呼びかけた。

まず、九条の会・はつかいちは、「1945 年までの 77 年間日本はたびたび戦争をして、多くの犠牲者を出してきた。しかし戦後 68 年間日本は一度も戦争をせず、一人の戦死者も出していない。それは憲法 9 条があったからである。」という内容のチラシと、安倍政権になって何が何でも 96 条を変えようという動きを受けて、これがどのような意味を持つのかを分りやすく解説したリーフレット（許すな！憲法改悪・市民連絡会作成）を配布した。2007 年以来毎年行なっているシール投票であるが、今年は、例年になく人々の無視と視線の冷たさを感じた。それは投票総数の激減という形ではっきりと現れた。また 9 条を知らない人が例年より極端に多かったし、「9 条を変える」にシールを貼った人が、中高年男性のみならず若い男性、女性にも多くいた。結果は、「変える」33 票 /26%、「変えない」88 票 /69%、「わからない」6 票 /5%（投票総数：127 票）であった。因みに、2007 年からの九条の会・はつかいちのシール投票では、投票数は 340 ～ 270 票くらいあったが、わずか 127 票に留まったし、「9 条を変える」は 4.8%～11.4%であったのが、一挙に 26%という 2 倍以上の数値に昇ったのである。観光や行楽に適した気持ちのよい天候ではあったが、私たちはどっと疲れを覚え気落ちしてしまった。

一方、第九条の会ヒロシマのシール投票はヒロシマフラワーフェスティバルの初日とあって原爆ドームあたりには大変な人出があり、1 時間で軽く 800 票の投票がなされた。結果は、「変える」85 票 /10.6%、「変えない」633 票 / 79.1%、「わからない」82 票 /10.2%であった。私たちは、「広島のお祭りフラワーフェスティバルを楽しむ市民はやっぱり 9 条が好き！」なんだと大いに気を良くした。ところが翌日の NHK のアンケート調査は次のようだった。《NHK は『憲法 9 条』について改正する必要があると思うかどうかを聞きました。「改正する必要があると思う」が 33%、「改正する必要はないと思う」が 30%、「どちらともいえない」は 32%で、ほぼ同じ割合で並びました。》一体どういうことなのだろうか。焦って朝日新聞, 毎日新聞、読売新聞、中国新聞、産経新聞、しんぶん赤旗など大手メディアの記事を探してみた。5 月 2 日から 4 日までの各紙およびインターネット配信では、9 条について特化するのでなく改憲、96 条改正が取り上げられていた。各紙の調査結果ならびに主張はご存知のとおりである。つまりいつも通りの傾向だから。とはいえ朝日新聞の郵送世論調査は、「9 条を変えない　52%」、「9 条を変える　39%」で、《変えないという意見が多数を占めている》と言っているが、誠に心もとない数字である。

調べている中で、日本リサーチセンターによる面白い調査を見つけた。わが国の「マスコミ鵜呑み度」というものである。これによると、日本は鵜呑み度 70%で、「インド 60%、ナイジェリア 63%、中国 64%、フィリピン 70%」などと肩を並べる。因みに「英国 14%、米国 26%、ロシア 29%、イタリア 34%、ドイツ 36%」だという。これは、私たちが垂れ流される情報をそのまま信じる傾向にあって、自分の意志で問題を考え解決しようとする能力を失っているということである。こんな状態で国民投票が行なわれたらどうなるか、声の大きいもの、経済力があるものが情報を牛耳って、国民はそれに流されるに決まっている。私たちは様々な情報の鵜呑み、擦り込みに惑わされて憲法改正を云々する以前に、憲法を起草した精神（理想的民主主義憲法）に戻ることから議論は始めるべきであると考える。フクシマ原発事故被災地出身の元高校教師の新聞投書が言っているように、「がんばろう日本」でなく「考え直そう日本」である。憲法を起草した精神に学び立ち戻らなければならない。そのためにはシール投票でどんな結果が出ようと一喜一憂しないで人々に問題を示し、問いかけなければならないと思う。さぁ、来年もシール投票をやりましょう！　（第九条の会ヒロシマ・九条の会・はつかいち世話人）

九条の会・はつかいち
宮島口で

第九条の会ヒロシマ
原爆ドーム前で

「世界社会フォーラム 2013 チュニス」参加報告

渡田正弘（グローバリゼーションを問う広島ネットワーク）

3 月下旬にチュニス（チュニジア）で開催された世界社会フォーラムに参加したので報告します。アラブ地域で初めての世界社会フォーラムであり、2011 年 1 月に“ジャスミン革命”と呼ばれる若者パワーによる政変を経験したチュニジアでの開催。しかも民主化のプロセスは始まったばかりで、政府批判派リーダーの暗殺事件直後という重大な局面での訪問で不安もありましたが貴重な学びの体験ができました。

1、「世界社会フォーラム 2013 チュニス」概要

期間：2013 年 3 月 26 日～ 30 日

開催場所：チュニス（チュニジアの首都）のエル・マナール大学

参加者：約 130 カ国からは約 5 ～ 7 万人？が参加。　欧州からの参加者はフランス人が多い。日本からは約 30 人？

主要テーマ：債務、環境、食糧、パレスチナ、政治と宗教の分離、女性の人権など

言語：公用語のアラビア語、フランス語

（今回の特徴）

- アラブ地域で初の世界社会フォーラム
- チュニジアは“ジャスミン革命”をなしとげた国
- 野党の政府批判派リーダーであるショクリ・ベライド氏暗殺事件（2 月）直後の開催
- 民主化運動におけるＵＧＴＴ（チュニジア労働総同盟、約 52 万の組合員）の役割が大

2、チュニジアの歴史と現在

（歴史）

チュニジアは、マグレブ地域（チュニジア、アルジェリア、モロッコ）に位置し、地中海を挟んですぐ北がイタリアのシチリア島である。歴史をさかのぼれば、紀元前 9 世紀にフェニキア人がカルタゴに入植、地中海交易の要所として繁栄。カルタゴ帝国を築き、英雄ハンニバルが古代ローマ帝国とシチリアの権益を巡るポエニ戦争を闘う。その後、ローマ帝国の属州となり、イスラム帝国の支配を経て、19 世紀にフランスの支配下に。

（現在）

1956 年にフランスから独立。1957 年に王制を廃止し、共和制へ。ハビブ・ブルギバが初代大統領になり、社会主義体制を敷き、西洋諸国寄りの外交政策をとり、イスラム教の非近代的習慣（男尊女卑、男性のみに認められていた重婚など）を抑制した。そして、1974 年、自身を終身大統領とし、独裁体制を築き、自由主義路線に変更。それに対し 1987 年、ベン・アリ首相が無血クーデターで大統領に就任。

2010 年 12 月、ベン・アリの長期独裁政権に対する不満が青年の抗議の焼身自殺を契機に爆発、全国へ抗議デモが一気に拡大。ついに 2011 年 1 月、ベン・アリは国外脱出し、政権崩壊した。この若者を中心とした大規模街頭抗議デモが引き起こした政変が、チュニジアの国花“ジャスミン”から「ジャスミン革命」と呼ばれる。同年 10 月に憲法制定議会選挙があり、イスラム派政党「アンナハダ」が 4 割の得票で第 1 党（89 議席）、「共和国会議（ＣＰＲ）」が 29 議席、「労働・自由民主フォーラム（エタカトール）」が 20 議席。

2013 年 2 月、「アンナハダ」政権の非民主主義政策を批判していた野党「民主愛国党」のリーダーで人権派弁護士のショクリ・　ベライド氏が暗殺された。民主化運動は新しい政治的困難に直面している。

（現状の概略）

人口：約 1050 万人

民族：アラブ人（98%）、残りはユダヤ人 1%、ベルベル人 1%、ヨーロッパ人ほか。

宗教：イスラム教（スンニー派がほとんど）（99%）

教育：6 歳から 16 歳までが義務教育で無償。8 歳から仏語、12 歳から英語を習う。15 歳以上の識字率は約 74%。

主要産業：観光業、織物工業、鉱業（リン鉱石）、農業（小麦とオリーブ）、加工業

経済：貿易依存度が高い（輸出：34%、輸入：45%）

（経済状況）

- 経済成長率は、2005 年～ 2009 年で年平均 3 ～ 6%台。しかし、膨大な負債返済のためにＩＭＦ（国際通貨基金）の「構造調整政策」を導入。
- ベン・アリは、政権掌握後に国有財産を売り民営化。国営企業の 7 割は欧州企業に、残りはベン・アリ一族が私物化。
- 関税が撤廃され農業が切り捨てられ、食糧自給ができなくなる。
- 病院や学校も民間の手に渡る。福祉や医療が切り捨てられる。
- 結果として、働き盛りの男性の 4 割が失業し、貧富の格差が拡大。

3、　人間の尊厳を求める運動は続く

マグレブやマシュレク（エジプト以東のアラブの国）で社会問題に取り組む人たちは、2004 年と 2006 年の「マグレブ / マシュレク社会フォーラム」で“マグレブ憲章”を採択している。憲章には目指すべき 5 項目（政治と宗教の分離、平等、女性の権利、自由な移動、富の公平な共有）が掲げられている。また、2012 年 11 月には、ポルトアレグレ（ブラジル）で「パレスチナ問題」に関する世界社会フォーラムも開催され、約 5000 人が参加した。

アラブ各国の政治・社会情勢は異なるけれど、2010 年 12 月にチュニジアで始まった若者主体による政府への抗議デモの潮流は、あっという間にエジプトのムバラク政権を倒し、NATO の軍事介入もありリビアのカダフィ政権を崩壊させた。さらには現在も泥沼内戦の渦中にあるシリアへと押し寄せた。しかし、"独裁・腐敗・強権" と形容される政権が倒れてもすぐに民主化が達成されるわけではない。一番西欧化されているチュニジアやエジプトでも民主化のプロセスは始まったばかりで、現在の「イスラム政治勢力」に対する若者の不満は解消されていない。「パレスチナ問題」をにらんだ欧米諸国による様々な関与もあり、予断は許されない。

けれども、自覚した若者中心の市民が主体とされる民主化運動の潮流は変えられないだろう。カルタゴで気軽に英語で道案内をしてくれたムスリムの若い女性は、私が「革命後に社会は民主的になりましたか？良くなりましたか？」と聞くと首をかしげて返答に困っていた。「少しずつかな？」と聞き返すと、「まあそんなところです」と明るく答えてくれた。

4、チュニスの街にて

- 治安はさほど悪くなく、アラビア風？食事もまずまずでした。
- 着ている服の色は黒系が基調。髪を隠すスカーフをした女性は割と多い。目以外を隠すブルカを被った人もたまにいた。多くの男たちはあちこちにあるオープンカフェで時間つぶし？を楽しんでいた。
- 街中ではアジア人を全然見かけなかった。
- 声を掛けられるのは「ニーハオ！」が一番多い。時には子どもから「アンニョンハシムニカ！」。土産物屋では「ニーハオ！」「こんにちは」の順。
- 英語は若い人なら大体通じる。子どもは私たち珍しいアジア人（異邦人）に好奇心あり。
- 市内中心地のスーク（旧市街の商店街）は小さな店が軒を並べ、とても活気がある。通りが狭いので人の海状態。
- スーク入り口では、親切なおばさんが「バッグは前にしなさい。肩に下げてるとスリに遭うよ」とジェスチャーでアドバイスしてくれた。感謝感激！！
- 街頭で販売している新聞は 9 割がアラビア語、フランス語が 2～ 3 紙のみ。英語はあれば 1 紙。
- フォーラム会場で、何度か若い女子学生に「日本人ですか？」と聞かれ「そうです」と答えると、「一緒に写真とらせてもらっていいですか？」と頼まれた。なんで日本人はこんなにモテモテなのかな？と不思議であった。実は日本のアニメが若者に人気があるので、話の種に利用？されたらしい…。
- オープニングマーチ（行進）の最中に、私たちが日本人だとわかると若者が「遠くからよく来てくれた。チュニジアへようこそ！」とよく声をかけてくれた。正直うれしかった。
- マーチで私は「上関原発反対です」「原発やめて美しい海を守ろう！」の日本語プラカードを掲げ、「福島を守ろう！」という英語ロゴ入り T シャツを着て歩いた（目立つように）。予想通り、多くの人たちから「このプラカードにはなんて書いてあるんだ？」と聞かれた。T シャツにも注目をしてくれた。

5、日本人としての課題

「ニーハオ！」と声をかけられるたびに「俺は日本人だよ」と言い返したかったが、アラビア語は知らないので「ジャポネ！」と言うのが精一杯。チュニジア人にとってアジア人＝中国人のようである。日本人の友人・知人は皆無に近いのだろう。まあ、日本人もチュニジアのことをほとんど知らないのでお互い様か。

今年の 1 月にチュニジアの隣国アルジェリアで、BP の天然ガス掘削施設で働いていた日揮の従業員が殺害された事件があった。軍の警備が必要なほど危険な仕事なのだろうか？　海底油田爆発事故等で悪名高き多国籍企業 BP は、アルジェリアから資源収奪しているから狙われるのだろう。日本や欧米諸国は、基本的にアフリカ大陸を "地下資源供給大陸" としか見ていない。

私はアラビア語もフランス語もできないし、イスラム教も知らないので今「コーラン」を少しずつ読んでいる。アラブ地域の文化、ユダヤ教やキリスト教の歴史をもっと知らねば、「パレスチナ問題」もきちんと理解できない。

今回のチュニジアと 2 年前訪問したセネガルは、「ムスリム（イスラム教徒）」の国である。私がムスリムの国で感じる"落ち着いた雰囲気"は、"寛容" という文化の表れなのか？今回のフォーラムで、長期的な視点から、アラブ地域の人たちと市民レベルのネットワークを築き上げる必要性を痛感した。そのためにももっとイスラム文化を学びたい。

428 主権回復の日抗議街宣

合同軍事演習から岩国
に帰ってきたオスプレイ
（戸村良人さん写真提供）

毎日 5.19
福山集会

謝罪どころか暴言 心が痛い

元慰安婦、橋下氏を批判

慰安所での体験を証言する吉元玉さん＝広島県福山市で18日

旧日本軍の従軍慰安婦だった韓国人女性、吉元玉さん（84）が18日、広島県福山市の集会で講演し、日本維新の会共同代表の橋下徹大阪市長が従軍慰安婦制度を「当時は必要だった」と述べたことについて、「過去の過ちを認めて謝罪できないまでも、暴言を吐いてはいけない」と批判した。

市民団体「日本軍『慰安婦』問題解決全国行動」の招待で来日した。吉さんは日本の植民地だった朝鮮で生まれ、11歳だった1940年から旧日本軍の慰安所で兵士の相手をさせられたという。終戦後に解放されたが、南北分断で北朝鮮になった故郷には戻れないまま、韓国で暮らしている。99年に韓国政府に慰安婦だったことを申告。以来、国内外で自身の経験を証言する活動を行っている。

この日、集まった市民約50人を前に、吉さんは橋下氏の一連の発言について「被害に遭った人間はまだ生きているのに、ひどい言葉を言われ、聞くに堪えない。過ちは、ちゃんと謝罪すべきなのに、逆に人の心をこんなにも痛くさせている」と話した。さらに「暴言に腹が立つ思いもあるが、それ以上に、若い人に慰安婦の事実を知ってもらい、私たちのような経験をする人がもう生まれない平和な世の中を作っていってほしい」と訴えた。

吉さんは、元慰安婦の金福童（キムボクトン）さん（87）とともに、広島市で19日、岡山市で23日にある証言集会で話をし、24日に大阪市役所で橋下氏に面会する予定。

【菅沼舞、写真も】

いさじさんの太鼓

5 月 16 日橋本市長「慰安婦」発言抗議街宣

米軍機情報13件提供

市の取り組み支える

三次の連絡員

中国 6.6

三次市の委嘱を受けて米軍機の市内での飛行を本年度から監視する情報連絡員が、活発に動いている。6日までに市へ寄せられた本年度の目撃や騒音の情報22件のうち、13件が連絡員からだ。実態をつかみ米側や国に抗議、要請する市の取り組みを支えている。（桜井邦彦）

連絡員は米軍機の低空飛行ルート「ブラウン」に関係する市北部地域にいる時間の長い住民。現在君田4人、布野3人、作木3人の計10人。ボランティアで活動している。

作木町の江の川カヌー公園さくぎの周辺を担当する同公園所長の岡本和彦さん（60）は4月以降、低空飛行3件を報告した。今月4日午後0時半ごろに飛んできた米軍のEA6Bプラウラー電子戦機とみられる航空機の写真も鮮明に写した。

5月21日午後9時35分ごろには、暗闇の中を爆音とともに赤い光を点滅させながら飛ぶジェット機を自宅の窓から目撃したという。

「米軍機は山の陰から爆音とともに突然出てくる。蛇行しながらの無謀な飛行が多く、心臓に悪い」と岡本さん。「ことしは飛んでくる回数が多い。早くやめてほしい」と低空飛行の中止を求める。

市地域振興課によると、本年度の情報22件のうち、高度別の4ランクで「超低空」が4件、「低空」が5件を占める。総件数は2012年度の上期（4～9月）の7件をすでに超え、1年間の合計の24件に迫る。

同課の佐々木誠課長は「具体的な情報は、市が国や米側に要請する際の強い後ろ盾になる。データを蓄積し、低空飛行訓練の即時中止を目指し、訴え続ける」と話している。

㊤作木の上空を飛ぶ米軍機とみられる飛行機 ㊦江の川に沿って山際を飛ぶ米軍機とみられる飛行機 （4日午後0時30分、いずれも岡本さん撮影）

オスプレイの配備と
米軍機低空飛行を許
さない市民ネットワーク
中国四国防衛に要請

上関原発止めよう！広島ネットワーク

黙とうしてチェルノブイリ原発事故の被害者らに思いを寄せる人たち

ると甚大な被害をもたらす。いかなる安全対策を実施したとしても人間が動かす以上、絶対に安全ということはあり得ない」として、原発の再稼働や新増設に反対するアピールを採択した。

「上関原発止めよう！広島ネットワーク」は、中国電力本社前でろうそくをともして集会。チェルノブイリや福島での原発事故による被害や、原発付近に断層があることなどを示したビラを配って、原発再稼働や、中国電が計画する上関原発（山口県上関町）の建設反対などを訴えた。【加藤小夜】

伊方、島根原発廃炉、チェルノブイリデー中国電力本社前行動

改憲 NO ！原発 NO ！　ジャンボチラシ配布中

同封しています。ご覧ください！

5 月末ジャンボチラシができあがり、県内各地で相談会やキックオフ集会を行い、広島県内 3 分の i の 40 万世帯に配布中。みやぎ憲法九条の会も取り組まれたとか。報告は次号で。

2013 年　4 月以降の活動記録（第九条の会ヒロシマと関連団体の活動含む）

4 月　2 日（火）　第九条の会ヒロシマ会報発送　広島国際会議場 3 F 研修室 10：30 ～ 16：00
3 日（水）　日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク韓国水曜デモ連帯街頭行動
ジャンボチラシ相談会　石口事務所
6 日（土）　オスプレイ配備と低空飛行反対の声 - 全国自治体アンケート -　湯浅一郎さん
7 日（日）　上関原発止めよう！広島ネットワーク世話人会　広島国際会議場 3 F 研修室
9 日（火）　第九条の会ヒロシマ世話人会①　13：30 ～　広島市民交流プラザ
ジャンボチラシ相談会　18：00 ～　石口事務所
沢田研二ミュージカルで、さよなら原発 1000 万人署名　～ 10 日
17 日（水）　日本軍「慰安婦」早期解決ひろしまネットワーク事務局会
18 日（木）　広島県 9 条の会ネットワーク例会　18：00 ～　原爆資料館会議室 2
20 日（土）　日本軍「慰安婦」問題を考える上映会　原爆資料館会議室 2 ①11：30 ～②17：30 ～
21 日（日）　原発労働の危険性講演会　樋口健二さん　上関ネット　資料館会議室 1
26 日（金）　チェルノブイリ 27 周年　中国電力本社前行動　17：30 ～ 18：30　上関ネット
27 日（土）　なぜ在外被爆者は原爆手帳がとりにくいのか シンポ　東方 2001　13：30 ～
教科書ネット総会＆記念講演会　ゆいぽーと　14：00 ～
27 日（土）　九条の会・はつかいち　憲法・原発シール投票　　宮島口桟橋
28 日（日）　4.28 「主権回復の日」抗議沖縄連帯街宣　ピースリンク広島・呉・岩国
5 月　1 日（水）　日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク韓国水曜デモ連帯街頭行動
3 日（金）　5・3 憲法記念日リレートーク＆市民投票（第九条の会ヒロシマ）10：30 ～ 12：30
広島県民文化センター　マイライフマイ憲法　講演　神田香織（憲法集会実行委）
広島 YMCA　纐纈厚講演会（実行委員会）10：00 ～ 12：00
5 日（日）　米海兵隊岩国基地開放デー　今年は中止（費用が理由らしい？）
6 日（月）　ジョイントトーク　アーサービナードさん・山本太郎さん・赤城修司さん　メモリアルホール
9 日（火）　第九条の会ヒロシマ世話人会②　広島国際会議場 3F 研修室　13：30 ～ 16：00
12 日（日）　オスプレイ配備・米軍低空飛行を許さない市民ネット結成総会　三次きんさいｾﾝﾀｰ13：00 ～ 13：30
広島県 9 条の会ネットワークジャンボチラシ広島県北相談会　三次きんさいｾﾝﾀｰ15：30 ～ 16：00
16 日（木）　橋下大阪市長発言日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネット抗議街頭行動　メルパルク前 15：00 ～ 16：00
18 日（土）　西区九条の会連絡会 5 周年のつどい　那須正幹・平岡敬　午後　生協プラザ 5F
＆広島県 9 条の会ネットワークジャンボチラシひろしま西部相談会　午前　生協プラザ
19 日（日）　日本軍「慰安婦」被害者証言集会 in 広島～　13：30 ～ 16：00　広島市留学生会館
（18 日福山集会、20 日広島女学院大 50 人　21 日広島市立大 250 人　岡山、大阪、奈良など）
20 日（月）　上関原発止めよう！広島ネットワーク中電前行動　ひと月に一回　12：00 ～ 13：00
23 日（木）　8・6 ヒロシマ平和へのつどい実行委員会
27 日（月）　岩国基地爆音訴訟　11：00 ～　山口地裁岩国支部
29 日（水）　岩国基地公有水面公判　11：00 ～　広島高裁
6 月　1 日（土）　広島マスコミ 9 条の会 8 周年のつどい　藤森研講演会　13：30 ～ 15：00
広島県 9 条の会ネットワークジャンボチラシキックオフ集会　15：00 ～ 16：00
4 ～ 5 日　新聞意見広告名簿整理＆紙面について　世話人会③④13：00 ～ 17：00　国際会議場 3F 研 2
5 日（水）　日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク韓国水曜デモ連帯街頭行動 12：00 ～ 13：00
8 日（土）　第九条の会ヒロシマ新聞意見広告呼びかけ人、和田喜太郎さんをしのぶ会（大阪）
9 日（日）　広島県 9 条の会ネット　県内一斉ジャンボビラ配布（参議院選告示日までに 40 万枚まききる予定）
11 日（火）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑤　13：30 ～ 16：30　国際会議場 3F 研 2　メッセージ
14 日（金）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑥　13：30 ～ 17：30　国際会議場 3F 研 2　メッセージ、レイアウト、要綱等
16 日（日）　第九条の会ヒロシマ新意見広告校正　国際会議場ﾗｳﾝｼﾞ　14：00 ～ 15：30
上関原発止めよう！広島ネットワーク世話人会　国際会議場 3F 研 3
19 日（水）　広島県 9 条の会ネットワーク例会　資料館会議室 2
20 日（木）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑦　6.29 意見広告校正 13：30 ～国際会議場 3F 研 2
23 日（日）　子どもの本・九条の会広島 4 周年のつどい 1　原爆資料館ﾒﾓﾘｱﾙﾎｰﾙ
沖縄慰霊の日：広島と沖縄を結ぶつどい ＆ おきなわうたのつどい（原爆ドーム対岸）
26 日（水）　中国電力株主総会 10：00 ～　　中国電力本社前行動　8：30 ～ 13：00
28 日（金）　第九条の会ヒロシマ会報発送　国際会議場 3F 研修室 3　10：00 ～ 17：00
上関損害賠償訴訟報告会国際会議場 3F 研 3　18：00 ～
29 日（土）　九条の会・はつかいち講演会 13：30 ～廿日市プラザ　アーサー・ビナードさん

ＮＰＯ法人ピースデポが編集しフォーラム平和・人権・環境が発行した冊子「オスプレイ配備と低空飛行訓練をやめさすためには」どうぞお求めください。1 冊 300 円　広島連絡先：090-3373-5083（新田）

合歓の木

倉田雅彦さん写真提供

お知らせ

◆広島でもソウル日本大使館前水曜デモに連帯し毎月第１水曜日にチラシ配布とリレートーク やっています！
7月3日（水）18：00～19：00　広島本通り電停前
8月7日（水）18：00～19：00　広島本通り電停前
（7～8月は日陰の本通り電停前、夕方で計画しました）
主催：日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
連絡先：090-3632-1410（土井）

◆教科書採択問題広島県民ネットワーク総会・学習会
7月7日(日)13時~17時　尾道市総合福祉センター参加費800円
尾道市門田町２２番５号　0848-22-8343
講師：俵義文さん（子どもと教科書全国ネット２１代表）
主催：教科書採択問題広島県民ネットワーク
連絡先：柴田もゆる（0829-31-0876）

◆中国人被害者を追悼し歴史事実を継承する会第４回総会
7月8日（月）18：00～19：30　エコード広島３Ｆ
（広島市東区光町2-8-32　TEL082-264-3229）　参加費：無料
主催：中国人被害者を追悼し歴史事実を継承する会
連絡先：082-293-2774（川原）

◆「死刑を考える日」
7月13日（土）午後13：30～17：00　広島YMCA2号地下コンベンションホール
映画上映　「赦し　その遙かなる道」（韓国ＳＢＳ制作日本版）
お話　高貞元（コジョンウォン）さん
（映画「赦し」に登場する韓国・柳永哲事件被害者遺族）
講演　「死刑を止めた国・韓国」朴秉植（パク・ビョンシク）さん
（韓国・東国大学法学部教授）
韓国における死刑執行停止，死刑確定者の処遇，犯罪被害者・遺族への支援状況，死刑存廃の見通し。入場：無料
主催　広島弁護士会　（082-228-0230）

◆内部被ばくと人権 講演＆　パネルディスカッション
7月27日（土）13：00～16：20原爆資料館メモリアルホール
基調講演　高橋博子さん「ヒロシマ・ナガサキと内部被ばく」
宮原哲朗弁護士「原爆症認定訴訟における内部被ばく」
主催：広島弁護士会　082-228-0230

◆橋下大阪市長発言、ここが問題！　学習会
7月28日（日）14：00～16：00　ゆいぽーと（４Ｆ研１）
（広島市男女共同参画推進センター）　082-248-3320
講師：田中利幸さん（広島市立大学広島平和研究所教授）　資料代：500円
主催：日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
連絡先：090-3632-1410（土井桂子）

◆静かな空を取り戻そう　ストップ低空飛行訓練
8月17日（土）　13：30～16：00　浜田市　旭センター
（浜田市役所旭支所隣　0885-45-1431）　参加費：500円
講　師：湯浅一郎さん（NPO法人　ピースデポ代表）
現地報告：浜田市職員　ほか
主催：オスプレイ配備と米軍機低空飛行を許さない市民ネットワーク
連絡先：090-3373－5083（新田秀樹）

◆沖縄基地が解決しない理由（わけ）・・・そして岩国は
みんなではね返そう！　岩国基地の拡張・強化
8月24日（土）　13：30～16：30　廿日市商工保健会館（交流プラザ）
廿日市市本町５－１　TEL 0829－20－0021
講師：屋良朝博さん（フリーランスライター）資料代：500円　手話通訳あり
連絡先：TEL&FAX 0829－31－3356
主催：岩国基地の拡張強化に反対する広島県西部住民の会

◆８．６ヒロシマ平和へのつどい2013
「原爆と原発、アメリカの支配に抗して。真の文明は生き物を殺さず」
●８月５日（月）会場：ゲバントホール（広島市中区本川町2-1-13）
第１部　13：30～16：45
参加費1,000円（要申込。300席で締切）
DVD上映『原爆投下』（オリバー・ストーン＆ピーター・カズニック）
対談　オリバー・ストーン＆ピーター・カズニック
第２部　18：00～20：30　参加費1,000円（申し込み不要
各地（広島、長崎、岩国、福島、沖縄）から
戦後補償問題、他
主　催：8.6ヒロシマ平和へのつどい2013実行委員会
連絡先：082-297-7145（FAX）090-4740-4608

●８月６日（火）
7：00～「市民による平和宣言」「8.6新聞意見広告」等配布行動
7：45～　グラウンド・ゼロのつどい（原爆ドーム前）
8：15～　ダイ・イン（原爆ドーム前）
8：45～　8・6広島デモ「原発も核兵器もない世界を」
9：30～10：30　中国電力本社前。脱原発座り込み行動。

■フィールドワーク（詳細はチラシをご覧ください）
８月５日（月）平和公園・碑めぐり（14：00～16：00）
原民喜の「夏の花」を歩く（13：00～16：30）
米軍岩国基地/錦帯橋バスツアー（13：00～17：00）
８月６日（火）広島城周辺徒歩コース（9：00～12：00）
宇品･比治山自動車コース（13：00～17：00）
ヒロシマスタディツアー　　広島-呉の
戦争遺跡と軍事施設（12：00～16：30）

◆8・6ヒロシマ国際対話集会－反核の夕べ2013
原爆、原発、劣化ウラン放射能被害の原点から
―核サイクルを断ち切るために―
8月6日（火）14：30－17：30　広島市民交流プラザ６Ｆ
（広島市中区袋町6－36:082－545-3911）
共　催：核兵器廃絶をめざすヒロシマの会
：ＮＯＤＵヒロシマ・プロジェクト
講　師：吉沢正巳さん（福島浪江町被災者､「希望の牧場･ふくしま」）
：オリバー・ストーン米映画監督　　参加費：700円
共　催：核兵器廃絶をめざすヒロシマの会：NO DUヒロシマ・プロジェクト
連絡先：090－9064－4705（森瀧）

◆世界のヒバクシャと連帯し学ぶ会
－ウラン鉱山被害とたたかう豪・ピーター・ワッツさんの証言－
「福島第一原発を動かした燃料：
オーストラリアのウラン採掘問題を考える」
7月16日（火）18：30－20：30　平和記念資料館地下会議室Ｉ
（広島市中区中島町1-2　Tel：082－241－4004）
講　師：反核連合共同代表　　参加費：500円
主　催：核兵器廃絶をめざすヒロシマの会（ＨＡＮＷＡ）
連絡先：090-9064-4705（森瀧）

10月　6日（日）九条の会・はつかいち総会＆記念講演会
10月12日（土）九条の会広島県北（三次）小森陽一講演会
10月13日（日）呉九条の会連絡センター（呉）小森陽一講演会
10月19日（土）中国人受難者を追悼し平和と友好を祈念する集い

事務局から

8.6意見広告賛同、2013年会費のお願い

・今年は参院選前6月に「憲法を変えない人に1票を」意見広告を掲載しましたが8.6も変わらず「核のない、戦争のない社会をめざして」意見広告を掲載します。６月に参加されなかった方も、今回は是非ともご参加ください。

・2013年意見広告賛同金、会費・カンパを送って頂いた皆さま、有難うございました。皆さんのご支援で活動していきますので引き続きお支えください。会費納入についてはタックシールに記載をしておりますが、もし間違っていましたら遠慮なくご連絡ください。よろしくお願い致します。

後記

・今年は意見広告とジャンボチラシ､加えてオスプレイに「慰安婦」問題、原発…　皆さんに賛同のお願いばかりで心苦しい…　でも危険のせまる今だからこそ！　ぐちぐち言わずに頑張ろう。

・6月23日の沖縄のあの子どもの素直な当たり前の訴えに感動。大人の責任として受け止めたい。政府は聞く耳はあるのかい?

・素直な子どもに戦争の英雄?の慰霊祭参加を強要する。あちこちであるみたい。声を挙げた保護者の声をしっかり受け止めてね、教育委員さん!

・今年で18回目の意見広告。参議院選が今後の日本を左右すると選挙前に掲載し、8.6も「改憲断固反対、がんばり続けるぞ」と2回の意見広告をする。このままだと５段になってしまう。皆さんを信じて15段をめざしてもうひと踏ん張りだぞ。